

## 令和6年度（2024年度） 地域活動事業活動対策費対象基準

### 1 目的

地域住民の主体的な子育てを支援する活動及び地域住民と入所児童との交流促進活動を推進することにより、地域の児童福祉の増進を図ること。

### 2 実施基準

令和6年度（2024年度）八王子市保育所運営費支弁要綱第7条第25号及び令和6年度（2024年度）八王子市施設型給付費等（幼保連携型及び保育所型認定こども園）支弁要綱第5条第25号

### 3 対象事業

次の施設が1の目的を達成するために実施した事業

- (1) 保育所
- (2) 保育所型認定こども園
- (3) 幼保連携型認定こども園

### 4 対象経費

#### (1) 基準上限額

200,000円

#### (2) 要件

- ア 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に実施した事業
- イ アの期間内に目的を達するための事業を2回以上実施していること。
- ウ 子育てひろば事業、地域子育て支援推進事業と重複していないこと。
- エ 当該事業を実施するために必要なすべての経費（食料費を除く。）
- オ 利用者数の把握をすること。
- カ 事業の内容について記載した、別紙「令和6年度（2024年度）地域活動事業活動対策費計画書兼実績報告書」及び対象経費の積算根拠資料を提出すること。

### 5 支弁額の決定

支弁額は対象経費の合計額（寄付金その他の収入を差し引いた金額）及び基準上限額のうち、いずれか低い額とする。